

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和元年9月10日（火）午前11時55分開会

1. 開 会
2. 挨拶
3. 審査事項
 - (1) 議案第37号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (2) 議案第38号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
4. 閉 会

○出席委員（12名）

森 田 義 昭	委員長	小 野 田 富 康	副委員長
亀 井 伝 吉	委員	本 間 清	委員
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
荒 井 英 世	委員	今 村 好 市	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員
市 川 初 江	委員	延 山 宗 一	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長
鈴 木 優 教 育 長
落 合 均 総 務 課 長
根 岸 光 男 企 画 財 政 課 長
丸 山 英 幸 税 務 課 長
峯 崎 浩 住 民 環 境 課 長

橋	本	宏	海	福 祉 課 長
小	野	寺 雅	明	健 康 介 護 課 長
伊	藤	良	昭	産 業 振 興 課 長
高	瀬	利	之	都 市 建 設 課 長
多	田		孝	会 計 管 理 者 兼 長 会 計 課
小	野	田 博	基	教 育 委 員 会 長 事 務 局
伊	藤	良	昭	農 業 委 員 会 長 事 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事 務 局 長
川	野	辺	晴 男	庶 務 議 事 係 長
福	知	光	徳	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前11時55分)

○開会の宣告

○小林桂樹事務局長 それでは、ただいまから予算決算常任委員会を開会いたします。

○委員長挨拶

○小林桂樹事務局長 開会に当たりまして、森田委員長よりご挨拶をいただきます。

○森田義昭委員長 先ほどの本会議におきまして本委員会へ付託されました補正予算関係の議案について審査を行います。委員及び執行部の皆様、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、各委員からの質疑は、慣例により一巡した後、2回目の質疑に入ることといたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○小林桂樹事務局長 ありがとうございます。

それでは、審査事項につきましては、森田委員長の進行にてお願ひをいたします。

○議案第37号 令和元年度板倉町一般会計補正予算(第2号)について

議案第38号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

○森田義昭委員長 それでは、本委員会に付託されました補正予算関係の2議案について審査を行います。

初めに、議案第37号 令和元年度板倉町一般会計補正予算(第2号)について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

根岸課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、議案第37号 令和元年度板倉町一般会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,445万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億4,668万3,000円とするものであります。

2ページ、3ページにつきましては、町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4ページをごらんください。第2表、地方債補正です。上段が追加の部分となります。起債の目的が一般補助施設整備等事業費、呂土宮農業水路等長寿命化・防災減災事業、海老瀬・細谷地区です。これにつきましては、当初予算策定時はこの事業に対する交付税措置がありませんでしたが、今年度になり交付税措置されることになりましたので、490万円を限度とする追加補正をするものであります。また、下段の臨時財政対策債は、借入れ限度額が確定したことによる減額であります。

次の5ページ、6ページは事項別明細書で、2ページ、3ページの明細と同様の内容ですので、省略をさせていただきます。7ページをごらんください。歳入の詳細になります。歳入、第2款、地方譲与税、3項1目森林環境譲与税、森林環境譲与税60万円の追加であります。森林環境譲与税の創設に伴うものであります。

次、15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、3節の児童福祉費負担金であります。子育てのための

施設等利用給付負担金67万8,000円の追加であります。10月からの消費税増税に伴い、幼児教育・保育無償化となります。施設等利用給付費が国庫負担分として交付されるものであります。

次、15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金であります。社会保障・税番号制度システム補助金239万1,000円の追加です。自治体の中間サーバシステム改修に伴い、国庫負担金として交付されるものであります。

同じく2目民生費国庫補助金、1節障害者福祉費補助金、障害者自立支援給付審査支払等システム改修費補助金27万5,000円の追加です。就学前の障害児の発達支援の無償化に伴うシステム改修が国庫負担により全額交付されるものであります。

次、8ページをごらんください。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、4節児童福祉費補助金です。子ども・子育て支援事業費補助金300万円の追加です。幼児教育・保育無償化に伴い、事務に要する経費が交付されるものであります。

17款財産収入、1項2目利子及び配当金、森林環境譲与税基金利子収入1,000円の追加であります。森林環境譲与税の基金積み立てによる利子収入に対応するものであります。

次に、18款寄附金、1項1目一般寄附金、一般寄附金として40万円の追加であります。

次に、2目の指定寄附金3万円の追加であります。自動車整備組合からの寄附であります。

次に、9ページをごらんください。20款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金643万5,000円の追加です。今回の補正財源として追加するものであります。

21款諸収入、5項3目雑入、公立保育所副食費利用者負担金174万1,000円の追加であります。幼児教育・保育無償化に伴い、町立保育園を利用する教育・保育給付2号認定の子供の副食費について、保護者負担による実費徴収が生じるためであります。

次に、22款町債、1項1目農林水産業債、一般補助施設整備等事業債、邑土営農業水路等長寿命化・防災減災事業、海老瀬・細谷地区490万円の追加です。先ほど説明した地方債の追加になります。

次に、3目臨時財政対策債600万円の減額であります。同じく先ほど地方債変更に伴う発行可能額確定によるものであります。

次、10ページをごらんください。歳出の詳細になります。2款総務費、1項3目財政管理費、13節委託料であります。財務会計システム運用事業、財務会計システム改修委託料38万5,000円の追加です。これについては、地方公務員法等の改正に伴いまして、会計年度任用職員制度対応によるものであります。

次に、同じく8目情報推進費、19節負担金補助及び交付金、社会保障・税番号制度システム事業、中間サーバ交付金27万2,000円の減額です。自治体中間サーバシステム改修負担金確定によるものです。

次に、16目基金費、25節積立金、基金管理、森林環境譲与税基金元金積立金60万円の追加、同じく森林環境譲与税基金利子積立金1,000円の追加、森林環境譲与税の基金積み立てによるものであります。

2款2項2目賦課徴収費、13節委託料及び23節の償還金利子及び割引料であります。町税徴収管理業務、町税等コンビニ収納導入委託料605万円の追加、コンビニ収納対応ソフト設置・操作指導委託料5万5,000円の追加、町税過誤納還付金及び還付加算金300万円の追加であります。令和2年度当初課税分から実施するコンビニ収納導入及び過誤納還付金に対応するものであります。

11ページをごらんください。3款民生費、1項3目障害者福祉費、13節委託料、障害児給付費システム改

修委託料27万5,000円の追加です。就学前の障害児の発達支援無償化に伴うシステム改修費用です。

次に、3款2項1目児童福祉総務費、11節需用費及び13節委託料並びに18節の備品購入費であります。幼児教育・保育無償化実施円滑化事業、需用費、消耗品費として20万円の追加、幼児教育・保育無償化に伴う例規整備支援業務委託料165万円の追加、備品購入費10万円の追加であります。幼児教育・保育無償化に伴うものであります。

2目児童措置費、19節負担金補助及び交付金、子育てのための施設等利用給付事業2号、3号、施設等利用費負担金135万6,000円の追加です。また、民間保育所等補助事業、給食費軽減事業補助金66万2,000円の追加です。幼児教育・保育無償化に伴うものであります。

12ページをごらんください。7款商工費、1項2目商工業振興費、9節旅費、企業立地促進事業旅費38万8,000円の追加です。企業誘致活動に伴うものであります。

10款教育費、1項2目事務局費、19節負担金補助及び交付金、子育てのための施設等利用給付事業1号、施設等利用費負担金1,000円の追加であります。幼児教育・保育無償化に伴うものであります。

13ページをごらんください。これにつきましては、地方債の現在高の見込みに関する調書であります。先ほど説明した第2表の金額を整理したものでありますので、省略をさせていただきます。

以上、ご説明申し上げましたけれども、ご審議の上、ご採択いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 6番、針ヶ谷です。

歳入のほうで一般補助施設整備事業債として490万円、これは地方債として振りかえになるということで、歳出のほうには明記がないということは、これもう振り出しをされている部分についてこれで補填をするというか、名目を変えるような認識でよろしいかどうか。

あとちょっと記憶が途切れているので、この事業内容について若干説明をいただければありがたいと思うのですが。2点お願いします。

○森田義昭委員長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 これにつきましては、議員おっしゃるとおり、予算上で地方債のほうで追加をするということでもあります。当初予算でも歳出で計上済みであります。事業内容についてはちょっとかわりますので、お待ちください。

○森田義昭委員長 伊藤課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員お尋ねの長寿命化・防災減災事業の内容ということですが、こちら邑楽土地改良区が主体になって整備するものでございまして、海老瀬地区、細谷地区ということですが、海老瀬地区につきましては、板倉川に設置してあります第二堰、こちらが老朽化によりまして一部故障と、開くことは自動で開くのですが、閉じるときには自動で閉じなくなりました、設置にもう既に22年

が経過したということで、そちらの整備をするものでございます。細谷地区につきましては、29号水路、この流末にやはり堰を設けておりますけれども、こちらも手動で開いたり閉じたりをしているということで、結構邑土の職員が開いたり閉じたりするときに危険を伴うということで、こちらについても整備をするという内容でございます。

以上です。

○森田義昭委員長 ほかにありませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 11ページの民生費の中の児童福祉費のところの、幼児教育・保育無償化の実施に伴う例規支援業務委託、その中身と、その次の措置費のところの子育て支援のための施設利用等の負担金の中身について説明いただけますか。

○森田義昭委員長 橋本課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長 ご質問の件なのですが、まず最初に幼児教育・保育無償化の実施の円滑化事業ということなのですが、今回保育の無償化に伴いまして、先ほど条例の改正等々ご説明をしたわけなのですが、例規等の改正が必要になるということで、先ほども説明の中でもあったのですが、過去の改正部分だとか、用語の見直しだとか、そういった大幅に条例のほうを、例規、規則等を改正する必要がありますので、今回無償化に伴いまして国のほうから100%要するに補助金が出るということなので、今回抜本的に無償化等にかかわる部分、保育にかかわる部分の条例、例規等を改正することがこの業務委託の内容でございます。

それと、2番目の質問なのですが、子育てのための施設利用の負担金の関係なのですが、これにつきましては、今回保育の無償化に伴いまして、お勤めの方が認可外保育園とかにお勤めの間預ける部分も無償の対象になる部分がありまして、それにつきましてはやはり国のほうが2分の1補填をして、利用者に対して無償で利用できるような補助制度が今回始まりますので、それを利用された方に対応できるようにということで負担金のほうをここに計上させていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○森田義昭委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 例規整備支援業務というのは、収入で国から入っているのだ、これ。これどこに入っているの。

○森田義昭委員長 橋本課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長 これにつきましては、8ページですか、8ページの上の部分の県支出金の子ども・子育て支援事業の補助金ということで300万円の中にこの部分が含まれているというような形でございます。

○青木秀夫委員 この中に入っているのね。これが入りで、それに対応して出るのがこれなのだ、例規集に。さっきのその次の施設等利用負担金というの、もうちょっとわかりやすく説明してくれ、よくわからないのです。書いてないから、もっとゆっくり。

○森田義昭委員長 橋本課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長　そういう認可外の保育園というのですか、公立の保育園だとか、きちんと認可を取っている保育園ではなくて、今回認可外の、民間が設置しているような認可外の保育所も利用の対象可能となるような施設になります。それにつきましては、その方が確かに就労されていて、要するに子供さんを預けなくてはならないというような町から認定を取らないと利用はできないのですけれども、それを取ることでその部分が無償化で利用できるというために充てるための負担金という形でございます。

○森田義昭委員長　青木委員。

○青木秀夫委員　そうすると、そういう方が何人いるかというのは、これは推定で予算上げているわけですか。何人分ぐらいなの、これ。これ期間は、10月から半年分の予算。

○橋本宏海福祉課長　はい、そうです。

○森田義昭委員長　橋本課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長　ただいまのご質問なのですが、一応想定する人数は20人を想定しております。これが6カ月間ということでの算定でございます。

○森田義昭委員長　青木委員。

○青木秀夫委員　1人幾らぐらいなのですか。

○橋本宏海福祉課長　1万1,300円掛ける20人掛ける6カ月分ということでの一応試算でございます。

○青木秀夫委員　では、これは推計ね。

○橋本宏海福祉課長　はい。

○青木秀夫委員　今までは個人で負担していたのが10月から無償化になるので、これを役場に申請すれば支給するという形になるわけね。

○森田義昭委員長　橋本課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長　これにつきましては、従来、先ほどもご説明していただきましたように、認可外なものから、働いている方が一時的に保育で預けているような方の利用で、実際実数というのは、公立だとか認可保育所というのは町がきちんと認定をして、要するに保育を認めて利用されているということなのですから、認可外については正直未知数な部分がございます。ただ、今回無償化に伴いまして、その方が本当に保育が必要な方で対象になる方であれば、町の認定を取ることで無償化の対象にできるということなので、今回新たな制度の中で、どれだけ出てくるかわからないのですけれども、先ほど申し上げましたように、20名ぐらいの利用があった場合に対応できるようにということで、受け皿として予算計上するものでございます。

○森田義昭委員長　青木委員。

○青木秀夫委員　そうすると、申請がなければ対象にならないわけだね。すると、そういうこの仕組みというのか、これまだ新しい仕組みでしょうから知らない人もいっぱいいるだろうし、もしや認可外保育をやって施設というの、そういう運営している人なんてよく知っていると思うのよね。そういう人は保護者にこういう申請すればもらえるよとか、交付してもらえるよとかというのを教えてくれるから結構情報は伝わるわけかね。この認可外の保育園とか何でも、経営者の人はこういうことよく知っているだろうから、保護者

よりもその仕組みをね。そういう人教えればみんなに伝わるといことはあるわけか。

○森田義昭委員長 橋本課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長 確かに今回の無償化の部分というのは、一人歩きしてしまっている部分なんかもあって、多分利用されようとしている方も混乱されている方もあるかと思うのですけれども、国等におきましてはこのようなチラシだとか、こういったものを積極的にアピールいたしておりますし、町につきましても今月号の広報紙等でその無料化に係る部分の中でそういった部分の説明をしたりだとか、今後もスタートしてまで、特に認可保育所だとか公立のものを使われている方は当然情報がそういったところ通じて入るのですけれども、広い意味での周知の部分、あとはホームページ等でもそういう方に対してお知らせをしていくだとか、できるだけ機会があれば使ってもらえるような環境は整備していきたいというふうには考えております。

○森田義昭委員長 ほかにありませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 10ページですけれども、町税徴収管理業務、一番下の段の町税過誤納還付金及び還付加算金300万円の追加ということですが、これもうちょっと具体的に内容を説明してください。

○森田義昭委員長 丸山課長。

[丸山英幸税務課長登壇]

○丸山英幸税務課長 ただいまのご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

今回300万円補正をさせていただく予定なのですが、こちらのほうの主な要因が法人町民税の還付金のほうがちょっと多額の企業が2社ほど出てしましまして、そちらのほうで410万円ほど既に還付をしております。それに伴いまして予算額が少なくなりましたので、これから6カ月まだ今年度ありますので、今後対応のため今回300万円補正をさせていただいております。

○森田義昭委員長 ほかにありませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 では、10ページのこの徴税費のところお聞きしたいのですが、徴税費、コンビニ収納導入委託料というのが600万円ぐらい載っていますけれども、これの前聞いたら、1件当たり57円と言ったっけ、コンビニで引き落としすると。それで、今一番安いのは口座引き落としやればあれ10円と言いましたっけ、だからそれでやってもらえば一番いいのしょうけれども、これ想定してやっているのしょうけれども、町の窓口へ持ってくるのはただだね。だから、コンビニで引き落とすと57円かかるわけだ。だから、どのぐらいいるかという、その割合としては引き落とし以外で直に受け渡したり、口座から引き落とししたりいろんな引き落としではなくて人がどのぐらい割合いるのですか。

○森田義昭委員長 丸山課長。

[丸山英幸税務課長登壇]

○丸山英幸税務課長 口座振替の率になりますけれども、こちら平成30年度の当初課税の状況ですけれども、町県民税でいきますと大体利用者が53%ぐらいになっております。最も多いのが固定資産税でして、約70%の方が口座振替の申請のほうを出しております。

○青木秀夫委員　すると、3分の1ぐらいは直に払うかなんかそういうことやっているわけだ。ということは、やはりこれからコンビニでもいいですよとなると、コンビニを利用する人は結構夜でも、夜中でもいいからというので出てくるから、負担かかるけれども、やむを得ないのだね、利用者としては。役場にわざわざ日中持ってこなくてもいいわけだから、夜中でも、日曜日でもコンビニの使ってやれば振り込めるわけですから、そうすると57円町がその分負担するというのはやむを得ないわけか。これ大体半年間で今のところは600万円ぐらい想定して予算計上しているわけね。

○森田義昭委員長　丸山課長。

[丸山英幸税務課長登壇]

○丸山英幸税務課長　こちらのほうの補正の600万円ですけれども、こちらのほうはコンビニ導入をするためにいろんな納付書の様式とか、そういうものを変えなくてはいけないので、その準備経費ということで600万円補正をさせていただいております。

○青木秀夫委員　様式をつくる委託料なのか。

○森田義昭委員長　丸山課長。

[丸山英幸税務課長登壇]

○丸山英幸税務課長　今回様式を見直すのが町税全般、要するに町県民税、固定資産税、軽自動車税、そのほかに国民健康保険税、介護保険、全ての納付書をコンビニで収納ができるようなものに全て変更をさせていただきます。その過程におきましてバーコードを新たにつけるわけなのですけれども、そのバーコードが各コンビニ会社でちゃんと読み込めるかどうかというような試験もやらなくてはいけないので、そういったものも全部含めて600万円ということになります。

○森田義昭委員長　青木委員。

○青木秀夫委員　そうしますと、コンビニに57円だか6円だか支払う、1口払う、その費用は入っていないのだね。それどのぐらいかかるふうに想定しているの、今のところ。まだわからない、推定で。

○森田義昭委員長　丸山課長。

[丸山英幸税務課長登壇]

○丸山英幸税務課長　実際どれぐらい利用があるかというのはちょっと難しいところがあるのですけれども、去年導入をしました千代田町を見ますと、30年度で7,000件ぐらいの利用があったようです。

○青木秀夫委員　結構です。

○森田義昭委員長　青木委員、よろしいですか。

丸山課長。

[丸山英幸税務課長登壇]

○丸山英幸税務課長　では、今正確にお答えしますけれども、千代田が7,379件で、1件57円ですので、42万603円になっております。

○森田義昭委員長　よろしいですか。

市川委員。

○市川初江委員　11ページの、青木委員さんがちょっとご質問したところなのですけれども、民間保育所補助事業の66万2,000円、この予算追加の件では、板倉町では今そらいろ保育園と、それからまきば幼稚園の

この2件でございますか、ひまわりはもうおやめになって、この2件分の追加分なのでしょうか。

○森田義昭委員長 橋本課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長 ただいまのご質問なのですけれども、今言われましたそらいろ、まきばのほかに、ひまわり、ふじおか幼稚園もこの中に含まれているような形でございます。

○市川初江委員 ありがとうございます。結構です。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

橋本課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長 施設等利用の負担金が先ほど青木委員さんからの質問で、今市川さんはそれが認可外で、下の給食費のほうは今市川さんの質問で先ほど2つ挙げられたほかにふじおかとひまわりがまだ、今年度中はやられているということで、そちらのほうに対応できるようにということで、今年ということ聞いています。

○森田義昭委員長 市川委員。

○市川初江委員 なくなった後はどちらかに、父兄の考えで保育園、幼稚園どちらかに入るわけですか。

○森田義昭委員長 橋本課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長 当然来年度の保育を実施するに当たりまして、公立も民間の認可されている保育園につきましても、要するに利用者さんがどれだけ利用したいのかということで利用の希望の取りまとめをしまして、どれだけの利用する方が必要にしているのかだとか、そういう要するに希望されている保育園とその人の利用の必要性とかをやって、来年どういった形で利用するかというような形で、今月だったか、来月ぐらいにそういう希望の取りまとめをしますので、その中で選択肢からひまわりが外れてきた中で利用をされる方は第1希望がここで、第2希望がここだよということで申し込みをされて、その中で全体の調整をして保育の認定のほうしていくというような形になるかと思えます。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

議案第37号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第2号）についての採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

小野寺課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 お世話になります。それでは、議案第38号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成30年度介護保険事業確定に伴う交付金の精算のための補正でありまして、歳入歳出それぞれ380万6,000円を追加し、予算の総額を13億788万4,000円に増額するものでございます。

2ページから5ページにつきましては、町長から提案理由でご説明申し上げましたので、省略をいたします。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。8款1項1目1節繰越金に380万6,000円を追加するものでございます。こちらは、平成30年度介護保険事業確定に伴います交付金が過大に交付された分を返還するため、前年度繰越金の一部を追加するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。歳出でございます。7款1項2目23節償還金、利子及び割引料に380万6,000円を追加するものでございます。こちら先ほど歳入でご説明いたしました平成30年度介護保険事業確定に伴います償還金です。内訳としまして、介護給付費、支払基金分です、返還金291万6,000円、地域支援事業交付金、こちらも支払基金返還金89万円でございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご採択賜りますようお願い申し上げます。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

議案第38号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算関係議案2件の審査が終了しました。

委員各位の慎重なるご審査、また執行部の皆様によるご説明、まことにありがとうございました。

○閉会の宣告

○森田義昭委員長 以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会いたします。

閉 会 （午後 0時35分）